

世羅町一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

計画期間／令和 6（2024）年度～令和 20（2038）年度

一般廃棄物処理基本計画とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に義務付けられた計画で、世羅町が一般廃棄物等の現状を受け、長期的・総合的な視点で、ごみの減量や資源化、生活排水の処理など、町民・事業者・行政が一体となって、循環型社会の形成に資する取り組みについての基本方針を示すものです。

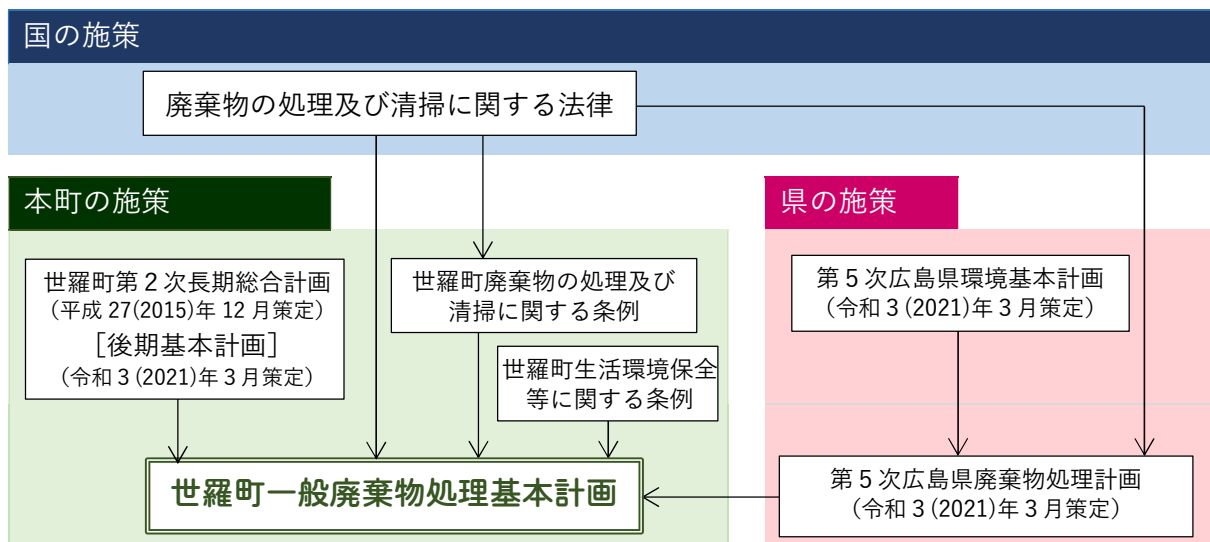
計画策定の趣旨

前計画期間内に、三原市（久井町）、尾道市（御調町）と広域で処理を行っていた甲世衛生組合は、固形燃料化施設での処理を終了した後、令和元（2019）年度末に解散し、その後、可燃ごみは三原市清掃工場での焼却委託処理を、不燃ごみ及び容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトルは、不燃物処理工場を一新しての広域処理が始まりました。また、世羅町の污水衛生処理率は上昇傾向にありますが、全国平均と比較して低調なため、さらなる生活排水の処理対策が急務となっています。

このような背景を踏まえ、資源を循環する仕組みづくりや、地域の特性を生かした循環型社会の構築、清らかな水環境の維持に向けた施策を開始するため、世羅町の一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、世羅町「第2次長期総合計画」や、広島県の廃棄物処理計画と相互の整合を図りながら、世羅町の地域における生活環境の保全及び公衆衛生の向上、循環型社会と低炭素社会との統合的実現に配慮し、中長期的な視点で策定しました。



計画期間と目標年度

計画期間は令和 6（2024）年度～令和 20（2038）年度とし、目標年度は 15 年後の令和 20(2038)年度、中間目標年度は 5 年後の令和 10（2028）年度とします。

◆ 計画目標年度：令和 20(2038)年度

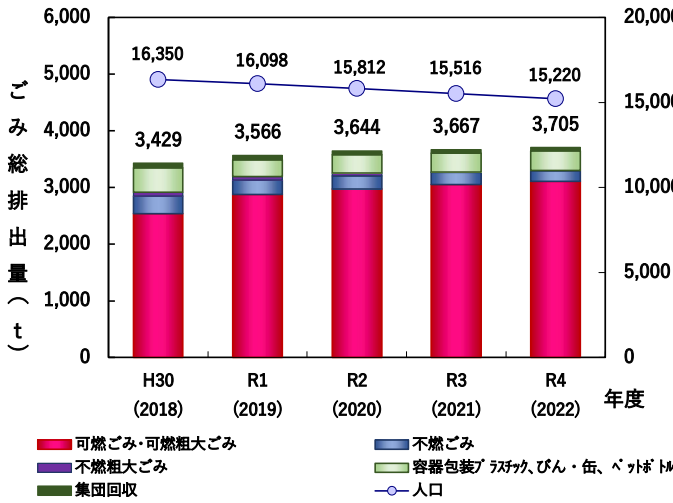
◇ 中間目標年度：令和 10(2028)年度

ごみ処理基本計画

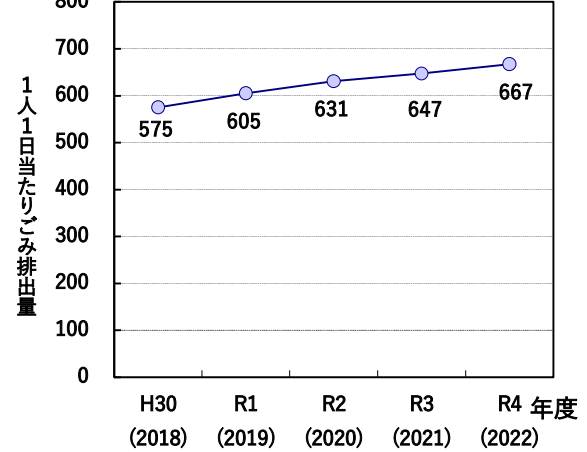
1 ごみ処理の現状

世羅町のごみ総排出量は、人口が減少している反面、年々増加しています。

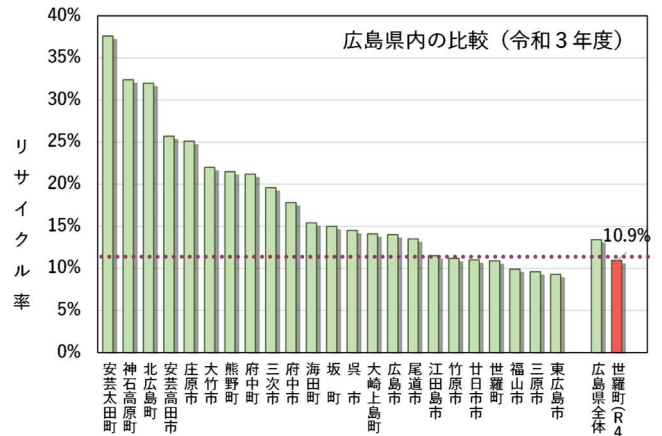
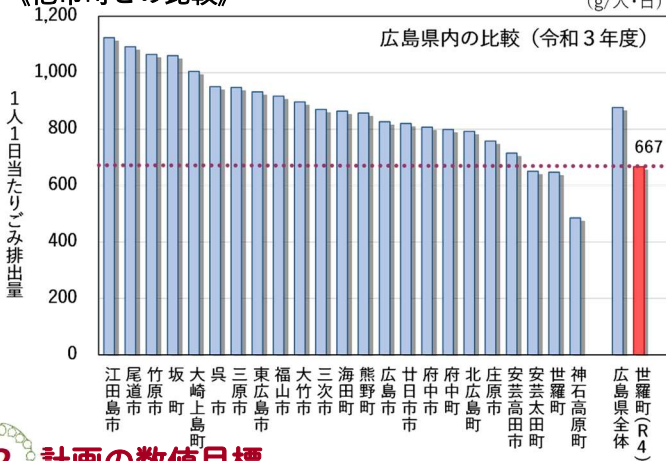
《世羅町の年間のごみ総排出量》



《世羅町の1人1日当たりごみ排出量》
(g/人・日)



《他市町との比較》
(g/人・日)



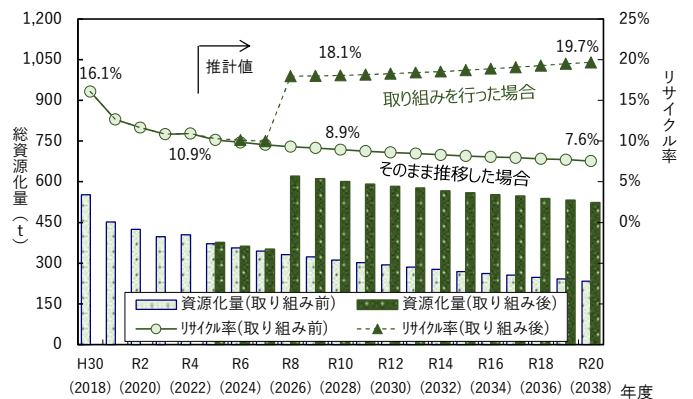
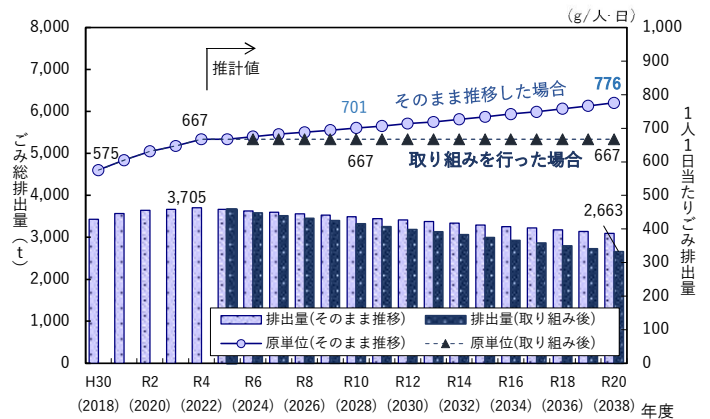
2 計画の数値目標

1人1日当たりごみ排出量 (減量化目標)

現 状(令和4年度)	計画目標(令和20年度)
667g/人・日	667g/人・日以下
	(そのまま推移すると 776g/人・日)
(ごみの減量効果)	
3,705 t/年	2,663 t/年 (28%削減)

リサイクル率 (資源化目標)

現 状(令和4年度)	計画目標(令和20年度)
10.9%	19.6%以上
	(そのまま推移すると 7.6%)



3 目標達成のための施策

① 環境美化・環境保全

◎ 不法投棄防止の啓発

広報、看板等を設置し啓発活動を行い、不法投棄しにくい環境づくりを行います。

② リデュース（発生抑制）

◎ 食品ロスの削減

飲食や旅館の事業者に対し、30・10 運動※や、小盛メニューの設定等を推進します。

また、小売業の事業者に対し、食品の見切り・値引き販売を推進し、食品ロスの削減に向けた取組を推進します。

◎ 生ごみ（食品廃棄物）の減量対策

家庭から排出される生ごみの減量化等の促進を図ります。

※30・10 運動：宴会の最初の 30 分と最後の 10 分間は自席でお料理を楽しみ食べ残しを減らそうという運動

③ リユース（再使用）

◎ 不要品の有効利用

ごみ減量化への取り組みとして、リユース事業者との協定に基づき、不要品の一括買取サービスの利用を推進します。

④ リサイクル（再生利用）

◎ 古紙回収ボックスの設置

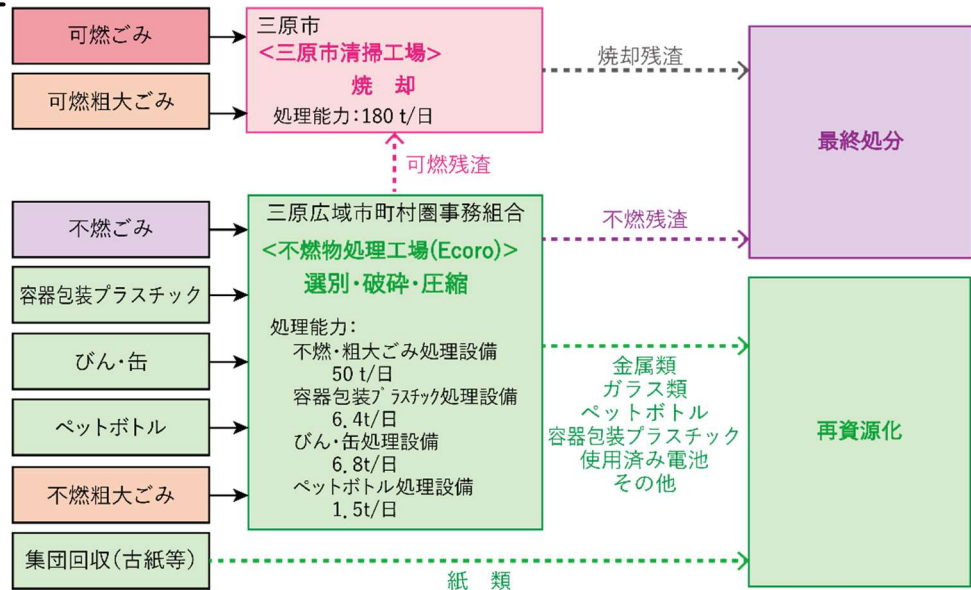
一時的に古紙などを保管する回収ボックスの設置を支援し、資源回収を推進します。

◎ 資源集団回収活動団体等への支援

子ども会などの資源集団回収活動団体等の登録数の拡大に向けた取り組みを行うとともに、古紙等、再利用できる資源回収を行う団体に対して、奨励金の交付を継続して行います。

4 ごみの処理フロー及び分別区分

◎ ごみの処理フロー



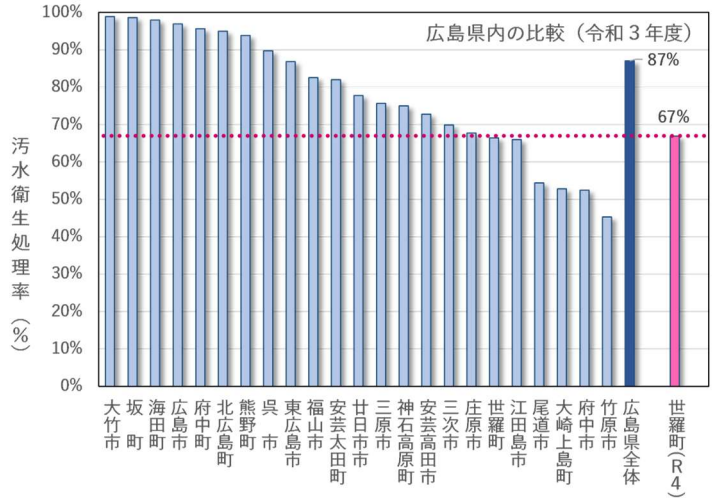
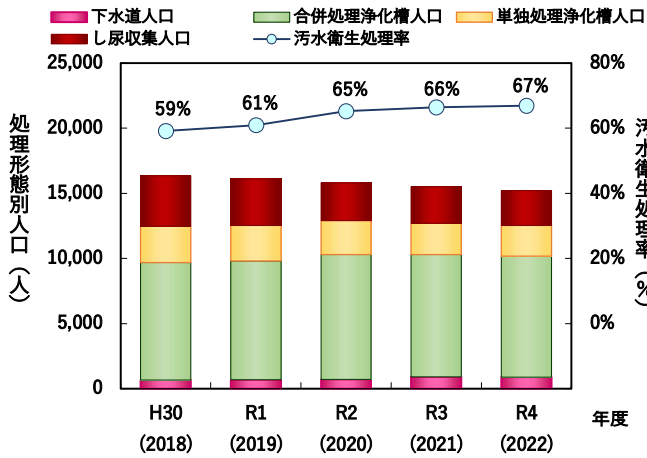
◎ ごみの分別区分

形態別	分別区分	収集回数	排出方法	出し方	備考
家庭系ごみ	可燃ごみ	週2回	ステーション	可燃ごみ指定袋	町指定ごみ袋の価格（税込） （大）370 円/10 枚（中）250 円/10 枚 （小）130 円/10 枚
	可燃粗大ごみ	月2回	拠点収集	予約制	指定袋に入らないもの
	容器包装プラスチック	週1回	ステーション	透明か中身の見える袋	直接搬入可（不燃物処理工場）
	びん・缶	月2回			
	ペットボトル	月2回			
	不燃ごみ	月2回			
	不燃粗大ごみ	月1回	拠点収集	予約制	直接搬入可（不燃物処理工場）
事業系ごみ	-	直接搬入	家庭系ごみの分別区分により、透明か中身の見える袋	自己搬入か許可業者に依頼	

生活排水処理基本計画

1 生活排水の現状

世羅町の污水衛生処理率※は67%であり、県内と比較しても低迷しています。



※下水道や合併処理浄化槽で生活雑排水を処理している人の割合

2 計画の数値目標

污水衛生処理率

現 状(令和4年度)

67%

→

中間目標(令和10年度)

72%

→

計画目標(令和20年度)

78%以上

3 污水衛生処理率向上に向けた施策

基本方針① 合併処理浄化槽の整備普及

合併処理浄化槽への転換を啓発するため、合併処理浄化槽設置者への補助を継続して行います。

世羅町浄化槽設置整備事業補助金交付制度

基本方針② 合併処理浄化槽適正管理の推進

合併処理浄化槽の維持管理に要した費用の一部を助成し、適正な維持管理を推進します。

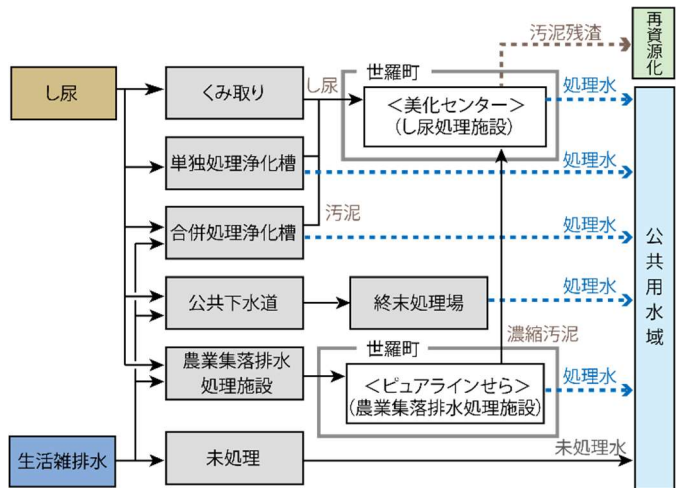
世羅町浄化槽維持管理費補助金交付制度

基本方針③ 公共下水道の接続促進

公共下水道区域内では整備促進を図り、早期の接続を促します。

4 生活排水処理フロー

世羅町のし尿処理は美化センターで行い、施設を延命化して、長期使用を図ります。



世羅町一般廃棄物処理基本計画

令和6(2024)年3月

